

ひと、くらし、
みらいのために

せみね監督署だより

発行 瀬峰労働基準監督署(所在地: 栗原市瀬峰下田50-8 電話: 0228-38-3131)

瀬峰署管内は、労働災害が減少傾向に

本号では、労働安全衛生規則の改正についてお知らせします。

瀬峰署管内における休業4日以上の労働災害発生状況等についてお伝えします。

下記のとおり、令和7年1月から3月までの瀬峰署管内の休業4日以上の死傷者数は、前年同期比4人減少、率にして10.8%と減少に転じました。一方、宮城県全体では、休業4日以上の労働災害の多発傾向が続いており(昨年同時期比22.4%増)、憂慮すべき状況となっています。

瀬峰署管内の労働災害発生状況 令和7年4月5日現在

休業4日以上(新型コロナウイルス感染症を除く)

業種別	令和6年		令和7年		前年同月増減			
	1月~3月		1月~3月		死傷		死亡	
	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	増減数	増減率	増減数	増減率
全産業	37	1	33		-4	-10.8%	-1	-100.0%
製造業	9		7		-2	-22.2%		
鉱業	1				-1	-100.0%		
建設業	9		7		-2	-22.2%		
運輸交通業	3		1		-2	-66.7%		
貨物取扱業								
農業	2				-2	-100.0%		
林業	4	1	2		-2	-50.0%	-1	-100.0%
畜産・水産業			2		2			
商業	4		5		1	25.0%		
金融・広告業								
映画・演劇業								
通信業			1		1			
教育・研究業								
保健衛生業	4		6		2	50.0%		
接客娯楽業								
清掃・と畜業								
官公署								
その他の事業	1		2		1	100.0%		

2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置(※)を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの(退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止)について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について

熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方

1 見つける

2 判断する

3 対処する

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

- 1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

- 2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。